

II. 都市計画区域と都市計画の概要

都市では、人々が住み、働き、憩い、そしてふれあうといった様々な社会生活が常に営まれています。もし、誰もが自分の都合だけで生活すると、他の人に迷惑をかけたり、全体からみると不都合が生じたりします。

そこで都市では、土地の使い方や建物の建て方にマナーが必要となってきます。こうしたマナーを共通のルール『土地利用規制』を定め、それをお互いに守っていく必要があります。

また、都市で生活し、働いていくうえで、道路、公園、下水道などのまちの骨格となる公共施設は欠かせません。こう

した施設『都市施設』は、まちなかの住宅、人や物の流れ、他の都市との関係などを考えて、あらかじめ計画を立てておき、それに従って整備をしていく必要があります。

さらに、新たなまちの建設や、古くなったまちを再建する『市街地開発事業』は、まち全体の中での役割などを考えて、計画的に進めていくことが大切です。

このようにまちづくりに必要な多くのことがらを、総合的に考えながら定めているのが、『都市計画』です。

1 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を策定する場ともいべきもので、健康で文化的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制などの適用を受けるべき土地の範囲をいい、自然的、社会的条件並びに人口、土地利用、交通等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定することになっています。

本市は、平成 18 年 1 月 23 日に高崎市、群馬町、新町、箕郷町、10 月 1 日に榛名町の合併により、高崎・群馬・新町・箕郷・榛名の 5 都市計画区域が存在しましたが、平成 20 年 2 月に、線引き都市計画区域である高崎・群馬・新町の各都市計画区域を統合して高崎都市計画区域としました。その後、平成 21 年 6 月 1 日に吉井町との合併により、現在は、高崎・箕郷・榛名・吉井の 4 都市計画区域となっています。箕郷・榛名・吉井は非線引き都市計画区域、倉渕地域は都市計画区域外となっています。



都市計画区域図

都市計画区域の概要

名称	面積	当初指定	摘要
高崎都市計画区域	13,645ha	昭和 4 年 3 月 16 日	平成 20 年 2 月 22 日 (高崎、群馬、新町都市計画区域統合)
箕郷都市計画区域	4,376ha	昭和 50 年 5 月 30 日	
榛名都市計画区域	9,359ha	昭和 50 年 5 月 30 日	
吉井都市計画区域	5,835ha	昭和 32 年 11 月 19 日	

2 都市計画法による都市計画一覧表



赤字は本市において都市計画決定しているもの

3 都市計画決定等一覧表

(令和4年3月末)

高崎都市計画区域（線引き）

種類	内容		種類	内容	
都 市 計 画 区 域		13,645ha	墓 園	1箇所	36.4ha
市 街 化 区 域		5,203ha	下 水 道		5,029ha
市 街 化 調 整 区 域		8,442ha	汚 物 処 理 場	1箇所	1.06ha
用 途 地 域		5,203ha	河 川		延長 9,340m
特 別 用 途 地 区		597ha	市 場	1箇所	9.94ha
防 火・準 防 火 地 域		12ha／197ha	火 葬 場	1箇所	5.2ha
風 致 地 区	1地区	210.62ha	土 地 区 画 整 理 事 業	53地区	1,659.74ha
特 別 緑 地 保 全 地 区	4地区	13.6ha	市 街 地 再 開 発 事 業	11地区	6.1ha
道 路	98路線	230.66km	高 度 利 用 地 区	11地区	8.0ha
駐 車 場 整 備 地 区		258ha	市 街 地 再 開 発 促 進 区 域	9地区	3.4ha
駐 車 場	12箇所	3.62ha	地 区 計 画	25地区	373.9ha
公 園		356.67ha	工 業 団 地 造 成 事 業	1地区	20.2ha
緑 地		473.7ha			

箕郷都市計画区域（非線引き）

種類	内容		種類	内容	
都 市 計 画 区 域		4,376ha	道 路	11路線	29.11km
用 途 地 域		243ha	公 園		9.7ha
用 途 地 域 外		4,133ha	下 水 道		346ha

榛名都市計画区域（非線引き）

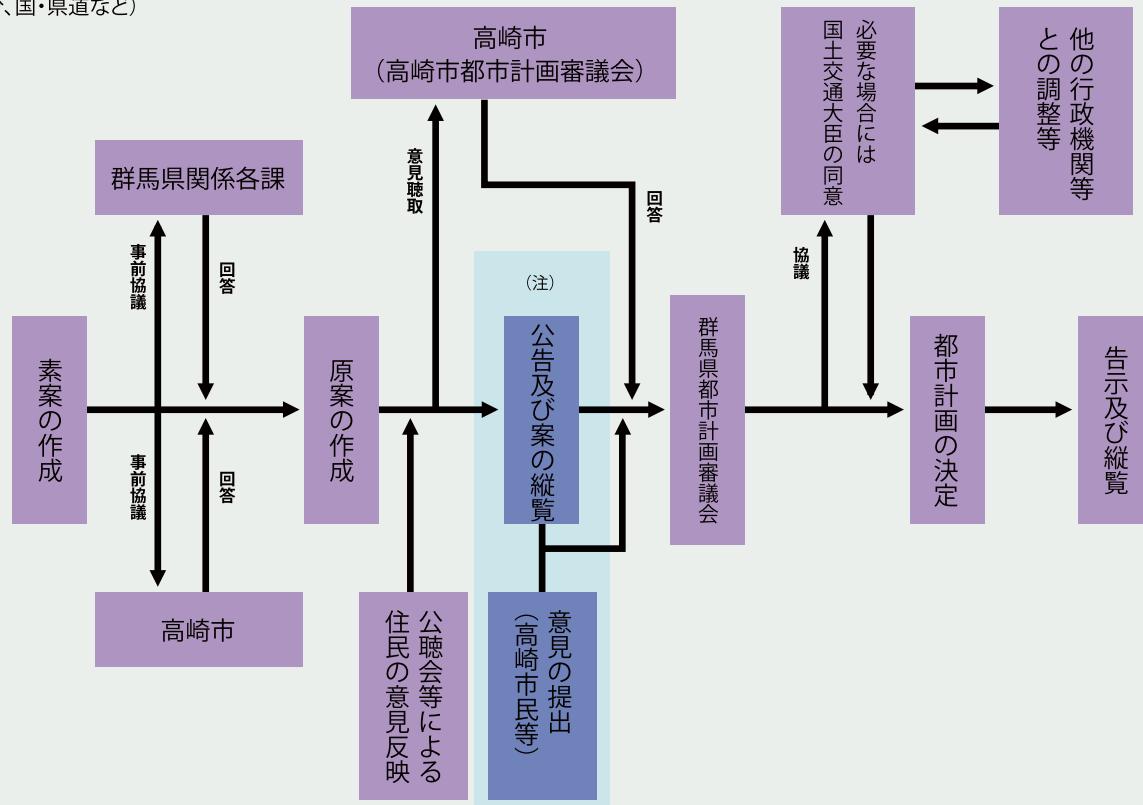
種類	内容		種類	内容	
都 市 計 画 区 域		9,359ha	道 路	5路線	21.34km
用 途 地 域		357ha	公 園		1.1ha
用 途 地 域 外		9,002ha	ごみ焼却場		6.45ha
特 別 用 途 地 区		9.9ha	下 水 道		388ha
			火 葬 場	1箇所	1.5ha

吉井都市計画区域（非線引き）

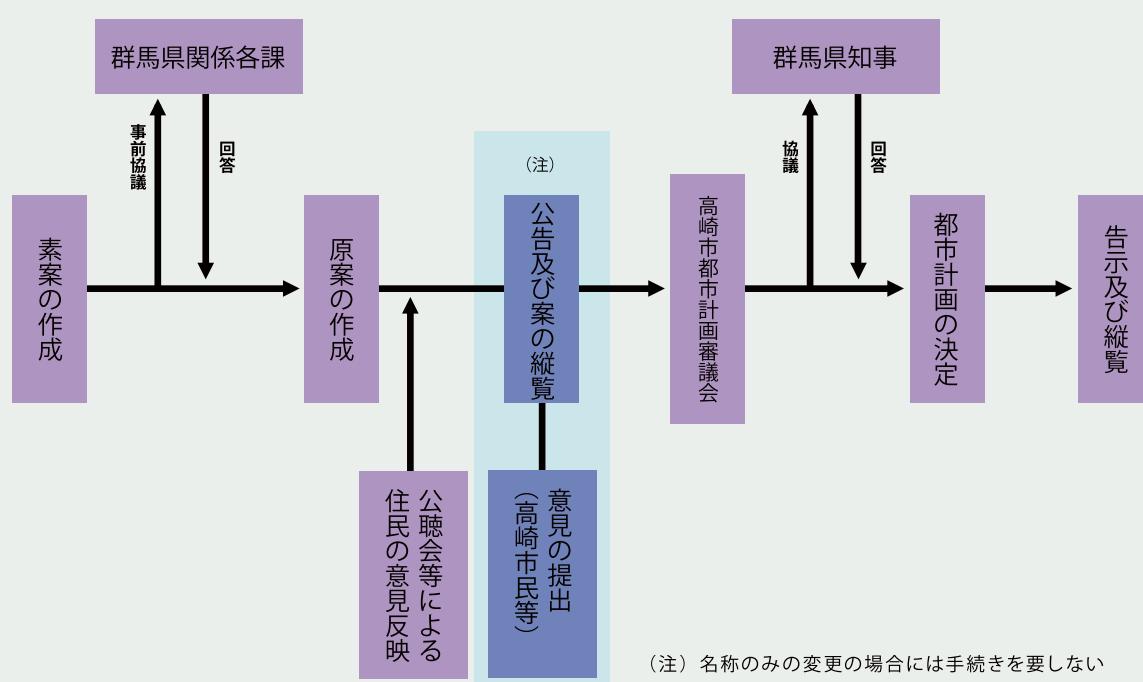
種類	内容		種類	内容	
都 市 計 画 区 域		5,835ha	道 路	17路線	34.83km
用 途 地 域		322ha	公 園		18.75ha
用 途 地 域 外		5,513ha	ごみ焼却場		1.69ha
特 別 用 途 地 区		2.5ha	下 水 道		482ha

4 都市計画の決定手続き

群馬県が定める都市計画
(区域区分、国・県道など)



高崎市が定める都市計划
(用途地域、市道など)



5 都市計画提案制度

平成14年7月に改正された都市計画法において、まちづくりに関する都市計画の提案制度が新しく創設され、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができるようになりました。

この制度は、住民等が都市計画に対して主体的かつ積極的に関わっていくことを期待し、また可能とするための制度として創設されたものであり、まちづくりの中で、土地利用、都市施設等の都市計画を中心に市民自治・市民参加をさらに推し進めていくための有力な手法です。

提案対象

都市計画（土地利用、都市施設等）

ただし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスターplan）並びに都市再開発方針等に関する都市計画を除く。

提案を行うことができる者

- ① 土地所有者等
- ② まちづくりNPO法人
- ③ 営利を目的としない公益法人
- ④ 独立行政法人都市再生機構
- ⑤ 地方住宅供給公社
- ⑥ 国土交通省令で定める団体
- ⑦ 条例で定めるまちづくり協議会



提案の条件

- ① 面積要件は5,000m²以上(0.5ha以上)
- ② 都市計画に関する法令上の基準などに適合していること
- ③ 土地所有者等の3分の2以上の同意があること

活用事例

提 案 者	内 容	面 積	提 案 提 出 日	都 市 計 画 決 定
問屋町まちづくり研究会	高崎問屋町地区 地 区 計 画	約36.6ha	平成15年10月22日	平成16年4月1日
南口駅前通り線周辺 まちづくり協議会	高操南口駅前通り線 周辺地区 地区計画	約5.9ha	平成19年 4月 6日	平成20年4月1日

6 都市計画制限

都市計画法では、決定された計画を実現するために、一定の建築行為を制限する等の土地利用規制が定められています。

① 開発行為の規制

都市計画区域内において一定の開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとする場合は市長の許可を必要とし、特に市街化調整区域内においては、一部を除き新たな開発行為が禁止されています。

② 地域地区・促進区域内の制限

地域地区・促進区域内では、それぞれの地域地区的指定の趣旨に応じ、都市計画法・建築基準法により規定されていることに従い建築行為等の制限が課せられます。

③ 都市計画施設の区域・市街地開発事業の施行区域、都市計画事業の認可又は承認のあった事業地の制限

（1）都市計画法53条許可申請

都市計画として決定された都市計画施設（道路・公園・緑地）及び市街地開発事業の施行区域（土地区画整理事業施行予定区域等）で建築物の建築行為（新築・増築・改築又は移転）を行う場合に建物の階数や構造に関する建築制限を行っています。そのため、上記の都市計画施設等の計画区域内で建築行為を行う場合には、市長の許可が必要になります。

（2）都市計画法65条許可申請

都市計画事業の認可又は承認のあった事業地で、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設、移動の容易でない物件の設置もしくは堆積等の事業施行の障害となるおそれがある建築行為等を行う場合には、市長の許可が必要になります。事業の円滑な施行を確保するため、原則として不許可となります。

④ 地区計画等の区域内の制限

地区計画等が決定された区域内での建築行為等は、行為に着手する30日前までに、市長に届け出なければならず、市長は必要な場合には勧告することができるとされています。また、地区計画等の内容として定められたものを条例で建築基準法の制限とすることができる、この場合には建築確認による規制措置が可能となります。